

堺市公報 第56号	平成31年2月1日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市立協和町地区駐車場条例施行規則を廃止する規則 【建築都市局住宅部住宅改良課】	2
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	3
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	4
○道路法に基づく府道の区域変更について 【建設局土木部路政課】	5
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	6
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの駐車場の利用料金について 【市民人権局人権部人権推進課】	8
○堺市民芸術文化ホールの利用料金、開館時間及び休館日について 【文化観光局文化部文化課】	8
<上下水道局公告>	
○下水道事業受益者負担金に係る負担区の変更について(中央B負担区及び美原第 7負担区) 【上下水道局総務部給排水設備課】	26
<東区選挙管理委員会告示>	

- 東区選挙管理委員会委員の補欠について
【東区選挙管理委員会事務局】……………27
- ＜農業委員会告示＞
- 農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】……………28

規 則

堺市立協和町地区駐車場条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

堺市規則第3号

堺市立協和町地区駐車場条例施行規則を廃止する規則

堺市立協和町地区駐車場条例施行規則（平成3年規則第56号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
なないろ薬局 深井店	堺市中区深井清水町3285 スギモトビル1階	薬局	平成30年12月1日
サエラ薬局 上野芝店	堺市西区上野芝町2-3-18 1階	薬局	平成31年1月1日
みどり薬局 なかもず店	堺市北区長曾根町3079-18	薬局	平成31年1月1日
訪問看護ステーション和音	堺市中区東山50-1	訪問看護	平成30年12月1日
結び訪問看護ステーション	堺市北区北花田町3-33-16-203	訪問看護	平成31年1月1日
かんたき堺長尾	堺市北区南長尾町2-2-19	訪問看護	平成31年1月1日

堺市告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
吉田医院	堺市北区百舌鳥梅北町5-403	病院・診療所	平成31年2月1日
ひいらぎクリニック	堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル4階	病院・診療所	平成31年2月1日
あしたば北野田薬局	堺市東区丈六160-6	薬局	平成31年2月1日
くるみ薬局	堺市北区北花田町3-45-40-102	薬局	平成31年2月1日

訪問看護ステーションアーク	堺市北区北長尾町1-4-3 北長尾マンション510号	訪問看護	平成31年2月1日
---------------	----------------------------	------	-----------

堺市告示第26号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成31年2月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
一般社団法人ライフ	堺市西区鳳中町二丁48番地1 ライオンズマンション鳳式番館405号	障害児相談支援	ライフハート	堺市西区鳳中町二丁48番地1 ライオンズマンション鳳式番館405号	2776300168
合同会社ルート	和泉市小田町586番地の1 (1-1409)	障害児相談支援	ルート相談支援センター	堺市東区日置荘原寺町185-52 萩原天神ハイツ305号室	2776200046

堺市告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2

号の規定により告示する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年11月30日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社ワ ンラブ	和泉市上町561 番地の6	児童発達支 援	ONE LO VE Kid s	堺市北区百舌鳥 陵南町3丁193	2756520249
		放課後等デ イサービス			

堺市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 大堀堺線
- 3 道路の区域

変更の区間	変更の敷地		備考
	幅員 (m)	延長 (m)	

変更前	堺区三宝町3丁173番1地先から 北区北花田町2丁248番地先まで	10.60 24.70	4508.85	
変更後	堺区三宝町3丁173番1地先から 北区北花田町2丁248番地先まで	10.60 24.70	4508.85	
	堺区海山町2丁138番地先から 堺区築港八幡町1番69、 堺区南島町1丁44番15及び 堺区浅香山町3丁59番7を経て 北区常磐町3丁117番1地先まで	19.75 68.70	8864.45	府道高速大和川線 重用延長7255.10m、 市道八幡三宝線 重用延長1402.02m、 市道築港八幡6号線 重用延長171.43mを 含む。

堺市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
百舌鳥赤畑10号線	北区百舌鳥赤畑町5丁704番1地先	旧	3.44 4.20	5.06	(〒0036)
	北区百舌鳥赤畑町5丁704番1地先	新	4.20 4.20	5.06	
金岡66号線	北区金岡町2338番11地先	旧	6.25 6.35	23.70	(㊦0224)
	北区金岡町2413番12地先	新	7.70 7.70	23.70	
金岡66号線	北区金岡町2413番16地先	旧	6.30 6.35	60.10	(㊦0224)
	北区金岡町2414番1地先	新	7.70 7.70	60.10	

公 告

堺市公告第60号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第23条第2項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの駐車場の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

1 駐車場の利用料金

利用時間	金額
1時間まで	無料
1時間を超える場合	1時間を超える時間につき、1時間までごとに100円（大型車等は、500円）

2 最大料金の適用時間

入場後12時間までの駐車場の利用料金を最大800円（大型車等は1,000円）とする。

※最大料金は12時間ごとに繰り返し適用される。

3 駐車場の利用料金を免除する車両及びその額

(1) 身体障害者手帳等を所持する者が乗車する車両は全額免除とする（入場後12時間までの利用料金に限る。）。

(2) 指定管理者が特に必要と認め、市長の承認を得た車両は全額免除とする。

4 適用開始日

平成31年2月1日

堺市公告第61号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「条例」という。）第23

条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの利用料金、開館時間及び休館日を定めたので、同条例第23条第3項及び第24条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月1日

堺市長 竹山修身

1 利用料金

別紙1から別紙3までのとおり

2 開館時間

午前9時から午後10時まで

3 休館日

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、休館しない。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

1 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長30分ごと		
大ホール(全席使用)	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日		64,000	114,000	139,000	275,000	12,500
		休日等		77,000	137,000	167,000	33,000	15,000
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日		97,000	171,000	209,000	413,000	19,000
		休日等		116,000	205,000	25,000	495,000	22,500
入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日		129,000	228,000	278,000	550,000	25,000	
	休日等		155,000	274,000	334,000	660,000	30,000	
入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日		193,000	342,000	417,000	825,000	37,500	
	休日等		232,000	411,000	501,000	990,000	45,000	
大ホール	入場料として徴収する	平日		53,000	70,000	70,000	193,000	9,000
		休日		63,000	84,000	84,000	231,000	10,500

(小規模使用(1,428席))	額が0円から1,000円までである場合						
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日	80,000	105,000	105,000	290,000	13,500
		休日等	95,000	126,000	126,000	347,000	16,000
	入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日	105,000	140,000	140,000	385,000	17,500
		休日等	126,000	168,000	168,000	462,000	21,000
	入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日	158,000	210,000	210,000	578,000	26,500
		休日等	189,000	252,000	252,000	693,000	31,500
	小ホール	平日	22,000	28,000	28,000	78,000	3,550
		休日等	26,000	34,000	34,000	94,000	4,300
	大スタジオ (練習使用時を除く。)	平日	16,400	21,800	21,800	60,000	2,750
		休日等	19,600	26,200	26,200	72,000	3,300
	大スタジオ (練習使用時に限る。)	平日	8,800	11,600	11,600	32,000	1,500
休日等		10,600	14,200	14,200	39,000	1,800	
文化交流室A、B 及びC	平日	12,600	16,700	16,700	46,000	2,100	
	休日	15,200	20,400	20,400	56,000	2,550	

(大規模使用時に 限る。)	等					
文化交流室A、B 又はC (大規模使用時を 除く。)	平日	A、B又はCの一室につき1時間までごとに900				
	休日 等	A、B又はCの一室につき1時間までごとに1,100				
多目的室		1時間までごとに2,000				
小スタジオA		1時間までごとに500				
小スタジオB		1時間までごとに800				
小スタジオC		1時間までごとに1,000				
大ホール中楽屋A及びB (会議室として使用する 場合に限る。)		1時間までごとに400				
大ホール特別控室		1,000	1,500	1,500	4,000	200
小ホール小楽屋		400	600	600	1,600	50
小ホール大楽屋		600	700	700	2,000	100
大スタジオ控室		500	600	600	1,700	100
交流・創作ギャラリー		3,000	4,000	4,000	11,000	500
2階大ホールホワイエ		3,200	4,400	4,400	12,000	550
屋上庭園		1,600	2,200	2,200	6,000	250

備考

- 1 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第2条第2項第2号の日をいう。
- 2 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 2 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることがある。ただし、大ホールに係る使用許可が出されているときは、この限りでない。
- 3 交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホールの使用状況により、その使用を認めないことがある。
- 4 条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール管理運営規則（平成30年制定。次項において「管理運営規則」という。）第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1,428席）に係る使用をすることができるのは、管理運営規

則第4条第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。

- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあつては、この限りでない。
- 7 許可を得て、第2条の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場
合についても、同様とする。

1 附属設備セット利用料金

(単位 円)

種別	区分	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備セット		オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,000	
		オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,500	
		譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,000	
		譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,000	
		仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,000	
		所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,500	
		所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,000	
		もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,500	
		平台、スチールデッキセット 平台10枚又はスチールデッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足	1式	1,500	(1) 平台及びスチールデッキにあつては、それぞれを組み合わせた数量の合計が10以下の範囲内であること。 (2) スチールデッキ

	木台			足、箱馬、開き足及び木台にあつては、必要数分
	バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,000	
	バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,000	
	講演会セット 演台1台 花台1台 司会台1台 国旗1枚 市旗1枚 長机 椅子	1式	2,000	長机及び椅子については、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材1式	1式	3,000	
照明設備セット	大ホールAセット(合計80 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	13,000	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、80キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールBセット(合計80 キロワットを超過し、280キ ロワット以下である場合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト	1式	40,000	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280キロワットを超過するときは、1キ

				ロワットにつき 300円を使用料に加算するものとする。
2灯ミニブル Horizontライト				
大ホールCセット (合計280 キロワットを超過する場 合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル Horizontライト	1式	65,000		
小ホールAセット (合計25 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	4,000	セットに含まれるそ れぞれの設備につい ては、必要な数分とす る。この場合におい て、25キロワットを超 過するときは、1キロ ワットにつき300円を 使用料に加算するも のとする。	
小ホールBセット (合計25 キロワットを超過し、75キ ロワット以下である場合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル Horizontライト	1式	15,000	セットに含まれるそ れぞれの設備につい ては、必要な数分とす る。この場合におい て、75キロワットを超 過するときは、1キロ ワットにつき 300 円 を使用料に加算する ものとする。	
小ホールCセット (合計75 キロワットを超過する場 合) 凸フレネル エリスポイダル	1式	26,000		

	パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト			
	大スタジオセット (合計10 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	2,800	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、10キロワットを超過するときは、1キロワットにつき 300 円を使用料に加算するものとする。
音響設備セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	15,000	
	大ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	24,000	
	小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,000	
	小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,000	
	大スタジオセット 主調整卓1台	1式	3,000	

	常設スピーカー1式			
--	-----------	--	--	--

2 附属設備利用料金

(単位 円)

種別	区分	品名等	数量	利用料金	備考	
舞台設備	大ホール	音響反射板	1式	10,000	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。	
		オーケストラピット	1式	5,000		
		びょうぶ	1双	2,000		
		もうせん	1枚	200		
		じがすり	1枚	5,000		
		ドライアイスマシン	1台	2,000		
		しゃ幕	1枚	2,000		
		スクリーン	1枚	2,000		
		文字幕	1枚	2,000		
		袖幕	1組	2,000		
		大黒幕	1枚	2,000		
		仮設電源	1カ所	1,000		
		持込機材電源	1キロワット	300		
	小ホール	びょうぶ	びょうぶ	1双	2,000	
			もうせん	1枚	200	
			じがすり	1枚	3,000	
			ドライアイスマシン	1台	2,000	

		定式幕	1枚	1,000	
		しゃ幕	1枚	1,000	
		スクリーン	1枚	1,000	
		文字幕	1枚	1,000	
		袖幕	1組	1,000	
		大黒幕	1枚	1,000	
		仮設電源	1カ所	1,000	
		持込機材電源	1キロワット	300	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	ピアノ（スタインウェイ）	1台	12,000	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	ピアノ（ファツィオリ）	1台	12,000	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	ピアノ（ヤマハ）	1台	8,000	
照明設備	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	凸フレネル（500ワット）	1台	200	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	凸フレネル（1キロワット）	1台	280	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	凸フレネル（1.5キロワット）	1台	400	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	エリスポイダル	1台	480	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	パーライト	1台	400	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	エフェクトマシン	1台	1,000	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	波マシン	1台	520	
	大ホール、小ホール、大スタジオ 共通	ミラーボール	1台	1,000	

		2灯ミニブル	1台	520	
		星球	1台	1,400	
		クセノンピン (700ワット)	1台	1,000	
		クセノンピン (1キロワット)	1台	1,500	
		クセノンピン (3キロワット)	1台	3,000	
		LEDエリスポ イダル	1台	600	
		LEDウォッシュ ライト	1台	600	
		ムービングライ ト	1台	2,000	
		移動ムービング 卓	1台	3,000	
		ロアーホリゾン トライト	1台	520	
		スモークマシン	1式	3,000	
		持込電源利用料 金	1キ ロワ ット	300	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク 装置	1式	2,500	
	大ホー ル、小ホ ール、大 スタジオ	録音・再生機器	1台	2,000	
		周辺機器類	1台	1,000	
		移動スピーカー セットA	1式	3,000	1対向（アンプ等を含 む。）

	共通	移動スピーカー セットB	1 式	8,000	1 対向（アンプ等を含む。）
		移動卓A	1 式	3,000	
		移動卓B	1 台	10,000	
		入出力ラックA	1 台	1,000	
		入出力ラックB	1 台	2,000	
		パワーアンプ	1 台	2,000	
		指揮者モニタ用 カメラ	1 台	3,000	
		モニタTV	1 台	1,000	
		移動式簡易音響 セット	1 式	2,000	
		持込機材電源 （3キロワット 以下）	1 式	900	
		持込機材電源 （15キロワット 以下）	1 式	4,500	
		持込機材電源 （30キロワット 以下）	1 式	9,000	
持込機材電源 （30キロワット を超過する場 合）	1 式	30,000			
映像設備	大ホール	プロジェクター	1 台	10,000	
	小ホー ル、大ス タジオ	プロジェクター	1 台	2,000	
小スタジオ	譜面台		1 台	50	

		1 時 間 に つ き		
多目的室	プロジェクター	1 台 1 時 間 に つ き	500	
	スクリーン	1 台 1 時 間 に つ き	300	
文化交流室	プロジェクター	1 台 1 時 間 に つ き	500	
	スクリーン	1 台 1 時 間 に つ き	300	
	展示用スポットライト	1 台 1 日 に つ き	50	
交流・創作ガレ リア	展示用スポットライト	1 台 1 日 に つ き	50	
屋上庭園	照明セット (パーライト4 台)	1 式 1 日 に つ き	1,000	
	持込電源利用料金	1 キ	300	

		ロ ワ ット		
共通備品	ピアノ（セミコン）	1台	3,000	
	ポータブルスピーカーセ ット スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	1式 1時 間 に つ き	300	
	有線マイク	1台 1時 間 に つ き	100	
	無線マイク	1台 1時 間 に つ き	100	
	譜面台（折り畳み式）	1台 1時 間 に つ き	50	
	ポータブルステージ（4 台）	1式 1日 に つ き	4,000	
	CDプレイヤー	1台 1日 に つ き	100	
	ブルーレイディスクプレイ ヤー	1台 1日 に つ	200	

	き		
展示台	1 台 1 日 につ き	1,000	
展示パネル	1 枚 1 日 につ き	100	

- 3 前2項の表の利用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分につき利用料金の1割5分に相当する額を徴収する。
- 5 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 6 その他第1項の表及び第2項の表において利用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）
駐車場	30分につき200円

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第15号

負担区の区域及び地積を次のとおり変更したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第3条第2項の規定により公告する。関係図面は、平成31年2月1日から平成31年2月8日までの間、堺市上下水道局総務部給排水設備課水洗化促進係において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 変更する負担区の区域及び地積

- ・上之、大庭寺、太平寺、高尾、富蔵、豊田、野々井、檜尾、鉢ヶ峯寺、菱木4丁及び美木多上の各一部（合計2.42ha）を中央B負担区に編入する。
- ・阿弥、黒山、小寺、菅生及び平尾の各一部（合計2.93ha）を美原第7負担区に編入する。

2 変更後の負担区の区域及び地積

(1) 中央B負担区

- ・石原町、泉田中、稲葉、岩室、上之、大野芝町、大美野、大森、大庭寺、片蔵、金岡町、釜室、上、北野田、草尾、草部、小阪、小代、逆瀬川、丈六、新家町、関茶屋、太平寺、高尾、高蔵寺、高松、田園、辻之、陶器北、梅、土塔町、富蔵、豊田、中茶屋、中村町、檜葉、西野、野遠町、野々井、土師町、畑、鉢ヶ峯寺、原田、八田寺町、八田北町、八田西町、八田南之町、東八田、東山、日置荘田中町、日置荘西町、日置荘原寺町、菱木、檜尾、平井、深井中町、深井畑山町、深井東町、深井水池町、深阪、福田、伏尾、別所、菩提町、堀上町、美木多上、三木閉、南野田、南花田町、見野山、八下町、山田及び和田の各一部並びに八下北の全部

(2) 美原第7負担区

- ・阿弥、石原、今井、大饗、北余部、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、青南台1丁目、太井、大保、多治井、丹上、平尾、菩提及び南余部の各一部

(3) 中央B負担区の地積 1984.72ha

- ・美原第7負担区の地積 176.41ha

東区選挙管理委員会告示

堺市東区選挙管理委員会告示第2号

堺市東区選挙管理委員会の委員に異動があったため、堺市東区選挙管理委員会に関する規程（平成18年東区選挙管理委員会規程第1号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月1日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 木村光伺

氏名（敬称略）	住所	異動の内容	備考
田中 直文	堺市東区南野田145-4-1-105	死去に伴う失職 （平成31年1月9日）	地方自治法（昭和22年法律第67号）第184条第1項
眞柄 秀則	堺市東区野尻町395-5	補欠 （平成31年1月17日）	地方自治法第182条第3項

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第2号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年2月1日

堺市農業委員会
会長 田 中 宏

[日時]

平成31年2月7日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他